我孫子市監査委員告示第５号

　地方自治法第１９９条第７項の規定により、出資団体に対する監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を公表する。

　令和２年１２月２１日

我孫子市監査委員　山　口　　幹　夫
我孫子市監査委員　椎　名　　幸　雄

出 資 団 体 監 査 報 告 書

我孫子市土地開発公社

我　孫　子　市　監　査　委　員

１　監査を執行した監査委員名

山口　幹夫

椎名　幸雄

２　監査の種類

地方自治法第１９９条第７項の規定による出資団体に対する監査

３　監査の期日

令和２年７月２９日（水）

４　監査の対象

監査対象団体	出資金額	主管部課
我孫子市土地開発公社	昭和４９年(設立時) ５，０００，０００円	企画財政部財政課

５　監査の方法

令和元年度（平成３１年４月１日から令和２年３月３１日まで）に執行した出納その他の事務の執行が法令、定款、各種規程等に適合し適正に行われているか、又、出資目的に沿った事業運営が行われているかを主眼として監査を実施した。

６　監査の概要

（１）監査対象団体の設立目的

本団体は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行なうことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的としている。

（２）組　　織

本団体には、役員として９名の理事と２名の監事がおり、理事のうち１名が理事の互選により理事長となっている。事業は、主に事務局長（兼）業務課長１名、課長補佐１名、事業係長（兼）業務係長１名、その他２名の職員で行っている。

（３）主な事業の内容

ア　公有地取得事業

イ　公有地売却事業

7　監査結果

我孫子市土地開発公社の事業運営は、出資目的に沿って実施されており、出納その他の事務の処理は、概ね適正であることを認めた。

8　意見

令和元年度における我孫子市土地開発公社の決算状況については、前年度と比べ、公有用地売却収益が減少したことにより、純損失が生じる状況となったが、今後も保有している土地の有効活用等を市と一体的に取り組み、収支バランスのとれた安定的かつ持続的な経営に取り組まれることを望む。